

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年9月4日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人3スポーツを支援する会

(2) 代表者の氏名

榊岡 義明

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区岩倉中在地町34番地の11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、生涯スポーツ（健康・体力の増進、又はプレイすることを目的に生涯にわたって行うスポーツをいう。以下同意とする。）の普及・振興及びスポーツに関連する施設の経営管理に関する事業を行い、誰もが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ環境づくりを支援することにより、地域社会の活性化を促すとともにスポーツ振興に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年8月22日

(文化市民局地域自治推進室)